

神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建設業協会、一般社団法人神奈川県電業協会、一般社団法人神奈川県空調衛生工業会、一般社団法人横浜建設業協会、一般社団法人川崎建設業協会、一般社団法人川崎市空調衛生工業会及び神奈川県中小建設業協会の7者(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県内に大規模な地震が発生した場合に、甲の所管する公共建築物(以下「施設」という。)の点検及び応急措置(以下「点検等」という。)に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、県内に大規模な地震が発生した場合に、施設の点検等に関して乙に協力を要請できるものとする。

(要請の下続)

第3条 前条の協力要請は、次のとおり行うものとする。

(1) 甲は、点検等を行う施設を特定して乙に協力を要請する。

(2) 前号の規定にかかわらず、甲が別に指定する施設(以下「指定施設」という。)については、当該施設の所在する市町村の区域(横浜市、川崎市及び相模原市にあっては区)において、気象庁が震度6弱以上を発表したときには、甲の協力要請があったものとみなす。

(出動)

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに点検等を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

(2) 前項の規定に基づき出動した者は、施設管理者の指示に従うものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、施設管理者の指示に基づく応急措置に要した費用を負担するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年神奈川県条例第51号)に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、その他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責を免れる。

(人員等の組織編成状況の報告)

第7条 乙は、この協定による点検等に出動させることができる人員等の組織編成状況を毎年8月末日までに、甲に文書で報告するものとする。

(訓練)

第8条 甲は、この協定に基づく点検等が円滑に行なわれるよう、乙に対して防災訓練の参加を求めることができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、施行の日から1年間をもって終了する。

2 この協定の終了日前30日までに甲、乙の一方又は双方から文書により協定を更新しない旨の通知がないときは、前項の規定にかかわらず、この協定の有効期間は、なお引き続き1年間更新されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書を8通作成し、甲及び乙のそれぞれの代表者が、記名押印のうえ、各1通を保有する。

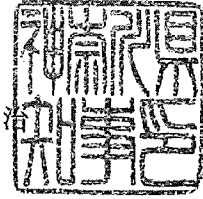
附 則

1 この協定は、平成26年5月1日から施行する。

2 平成19年1月23日に締結した「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定書」は廃止する。

平成26年3月27日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 神奈川県建設業協会
会長 小俣 務



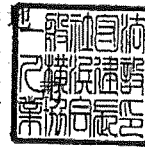
横浜市中区長者町4丁目9番3号
一般社団法人 神奈川県電業協会
会長 山口 宏



横浜市中区海岸通4丁目18番地
一般社団法人 神奈川県空調衛生協会
会長 川本 守彦



横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 横浜建設業協会
会長 土志 田 領



川崎市川崎区宮本町7番地5
一般社団法人 川崎建設業協会
会長 露木 直



川崎市川崎区宮本町7番地5
一般社団法人 川崎市空調衛生協会
会長 樋山 晴



川崎市川崎区宮本町7番地
神奈川県中小建設業協会
会長 河崎 茂



神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定細目

神奈川県(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建設業協会、一般社団法人神奈川県電業協会、一般社団法人神奈川県空調衛生工業会、一般社団法人横浜建設業協会、一般社団法人川崎建設業協会、一般社団法人川崎市空調衛生工業会及び神奈川県中小建設業協会の7者(以下「乙」という。)は、神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定(以下「協定」という。)が適切に実施されるよう、次のとおり協定細目を締結する。

(定義)

第1条 この協定細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 甲の所管する公共建築物とする。
- (2) 自動出動 協定第3条第2号に基づき、甲の協力要請があったものとみなして行う出動。
- (3) 会員 乙に加入している企業。
- (4) 予備会員 自動出動会員が何らかの理由で指定施設に出動できない場合に、自動出動会員の要請に基づき出動する会員。

(指定施設)

第2条 協定第3条第2号に規定する指定施設は、別表「指定施設一覧」に記載する施設とする。甲は指定施設に変更があった場合には、速やかに乙に通知するものとする。

(出動体制等)

第3条 乙は、自動出動会員及び予備会員を指名して、自動出動のための編成を行ない、甲に報告するものとする。

- 2 前号の編成は、建築、電気、機械の各業種ごとに行うものとする。
- 3 乙は、災害時の車両通行規制に対応するため、あらかじめ甲と協議のうえ、緊急車両の手続きをとるものとする。
- 4 甲は、会員が行う点検等が迅速かつ効果的に行われるよう、あらかじめ指定施設の概要、平面図等を提供するとともに、「公共建築物の安全点検・安全措置調査票」(以下「調査票」という。)を作成する。

(地震発生時の行動)

第4条 震度6弱以上の地震が発生した場合は、次のとおりとする。

(1) 甲及び施設管理者の行動

ア 甲は、乙に対する連絡体制を整えるとともに、情報の収集や乙に対して協定発動の確認を行う。

イ 甲は、第2条に定める指定施設以外の施設については、乙に対して必要に応じて点検等の協力要請を行うものとする。

ウ 出動を受けた施設管理者は、施設の被害状況等について、適宜会員に説明することとする。

(2) 乙の行動

ア 乙は、甲の要請に対応するために必要な準備等の指示を会員に対して行なうものとする。

イ 乙は、会員の準備状況を把握するものとする。

ウ 乙は、甲の協力要請及びその他の情報を会員に速やかに連絡し、要請のあった施設に出動させるものとする。

エ 乙は、会員の出動状況（自動出動した会員を含む。）を把握するものとする。

(3) 会員の行動

ア 自動出動会員は、テレビ、ラジオ等の報道により、指定施設の所在する市町村（政令市にあっては区）で震度6弱以上の地震の発生が確認された場合には、必要な資機材を携帯し、担当する施設に速やかに出動する。

イ 自動出動会員は、自らが出動できない場合には、速やかに予備会員の出動を依頼する。

ウ 出動した会員は、施設管理者の指示に従い、調査票に基づき建築、電気及び機械の点検等を実施するものとする。

2 要請による点検等を行なう場合には、前項第1号及び第2号並びに第3号ウに準ずる。

(報告書)

第5条 点検等を行なった会員は、施設管理者に次の書類を提出することとする。

(1) 点検等の内容を記載した調査票

(2) 点検等の前後の写真

(3) その他甲が必要と認める書類

(協定細目の保有)

第6条 この協定細目の成立を証するため、本書を8通作成し、甲及び乙のそれぞれの代表者が、記名押印のうえ、各1通を保有する。

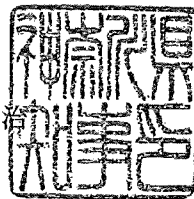
附 則

1 この協定細目は、平成26年5月1日から施行する。

2 平成19年1月23日に締結した「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定細目」は廃止する。

平成26年3月27日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 神奈川県建設業協会
会長 小俣 務



横浜市中区長者町4丁目9番3号
一般社団法人 神奈川県電業協会
会長 山口 宏



横浜市中区海岸通4丁目1-8番地
一般社団法人 神奈川県空調衛生業協会
会長 川本 守彦



横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 横浜建設業協会
会長 土志田 博



川崎市川崎区宮本町7番地5
一般社団法人 川崎建設業協会
会長 露木 直



川崎市川崎区宮本町7番地5
一般社団法人 川崎市空調衛生業協会
会長 樋山 晴



川崎市川崎区宮本町7番地
神奈川県中小建設業協会
会長 河崎 茂



(別表)

指定施設一覧

NO	地区	庁舎名	所在地	
1	横浜	県庁	横浜市中区	日本大通 1
2		警察本部	横浜市中区	海岸通 2-4
3		加賀町警察署	横浜市中区	山下町 203
4		山手警察署	横浜市中区	本牧宮原 1-15
5		伊勢佐木警察署	横浜市中区	山吹町 2-3
6		横浜水上警察署	横浜市中区	海岸通 1-1
7		鶴見警察署	横浜市鶴見区	鶴見中央 4-33-9
8		神奈川警察署	横浜市神奈川区	神奈川 2-15-3
9		横浜西合同庁舎	横浜市西区	岡野 2-12-20
10		戸部警察署	横浜市西区	戸部本町 50-6
11		南警察署	横浜市南区	大岡 2-31-4
12		港南警察署	横浜市港南区	港南中央通 11-1
13		保土ヶ谷警察署	横浜市保土ヶ谷区	川辺町 2-7
14		旭警察署	横浜市旭区	本村町 33-5
15		磯子警察署	横浜市磯子区	磯子 1-3-5
16		金沢警察署	横浜市金沢区	泥亀 2-10-1
17		港北警察署	横浜市港北区	大豆戸町 680-1
18		緑警察署	横浜市緑区	中山 4-36-13
19		青葉警察署	横浜市青葉区	市ヶ尾町 29-1
20		都築警察署	横浜市都筑区	茅ヶ崎中央 34-1
21		戸塚警察署	横浜市戸塚区	戸塚町 3158-1
22		栄警察署	横浜市栄区	桂町 320-2
23		泉警察署	横浜市泉区	和泉町 5867-26
24		瀬谷警察署	横浜市瀬谷区	二ツ橋町 213-1
25	川崎	川崎臨港警察署	川崎市川崎区	池上新町 2-17-14
26		高津警察署	川崎市高津区	溝口 4-5-1
27		横浜川崎治水事務所川崎治水センター	川崎市多摩区	牛田 4-25-1
28		多摩警察署	川崎市多摩区	榊形 3-1-1
29	相模原	津久井合同庁舎	相模原市緑区	中野 937-2
30		相模原北警察署	相模原市緑区	西橋本 5-4-25
31		津久井警察署	相模原市緑区	中野 308
32		相模原警察署	相模原市中央区	富士見 1-1-1
33		相模原南警察署	相模原市南区	占淵 6-29-2

(別表)

指定施設一覧

NO	地区	庁舎名	所在地		
34	横須賀 三浦	横須賀合同庁舎	横須賀市	日の出町 2-9-19	
35		横須賀土木事務所	横須賀市	公郷町 1-56-5	
36		横須賀警察署	横須賀市	新港町 1-10	
37		田浦警察署	横須賀市	船越町 5-31	
38		浦賀警察署	横須賀市	久里浜 1-18-1	
39		鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市	由比ヶ浜 2-16-13	
40		鎌倉警察署	鎌倉市	由比ヶ浜 2-11-26	
41		大船警察署	鎌倉市	大船 1709-2	
42		逗子警察署	逗子市	桜山 4-8-41	
43		三浦合同庁舎	三浦市	三崎町六合 32	
44		三崎警察署	三浦市	三崎町六合 3	
45		葉山警察署	葉山町	一色 2034	
46		県央	厚木合同庁舎	厚木市	水引 2-3-1
47			総合防災センター	厚木市	下津古久 280
48			厚木保健福祉事務所	厚木市	水引 2-3-1
49	厚木南合同庁舎		厚木市	田村町 2-28	
50	厚木警察署		厚木市	水引 1-11-10	
51	厚木保健福祉事務所大和センター		大和市	中央 1-5-26	
52	大和警察署		大和市	中央 5-15-4	
53	海老名警察署		海老名市	大谷 2-1	
54	厚木土木事務所東部センター		綾瀬市	寺尾本町 1-11-3	
55	座間警察署		座間市	入谷西 5-50-23	
56	湘南	平塚合同庁舎	平塚市	西八幡 1-3-1	
57		平塚保健福祉事務所	平塚市	豊原町 6-21	
58		平塚警察署	平塚市	西八幡 1-3-2	
59		藤沢合同庁舎	藤沢市	鵜沼石上 2-7-1	
60		藤沢警察署	藤沢市	本鵜沼 4-1-8	
61		藤沢北警察署	藤沢市	円行 2-5-1	
62		平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	茅ヶ崎市	茅ヶ崎 1-8-7	
63		茅ヶ崎警察署	茅ヶ崎市	茅ヶ崎 3-4-16	
64		平塚保健福祉事務所秦野センター	秦野市	曾屋 2-9-9	
65		秦野警察署	秦野市	新町 5-5	
66		伊勢原警察署	伊勢原市	田中 819	
67		大磯警察署	大磯町	国府本郷 207-1	
68	県西	小田原合同庁舎	小田原市	荻窪 350-1	
69		県西土木事務所小田原土木センター	小田原市	東町 5-2-58	
70		小田原警察署	小田原市	荻窪 350-1	
71		松田警察署	松田町	松田庶子 477-1	
72		足柄上合同庁舎	開成町	吉田島 2489-2	

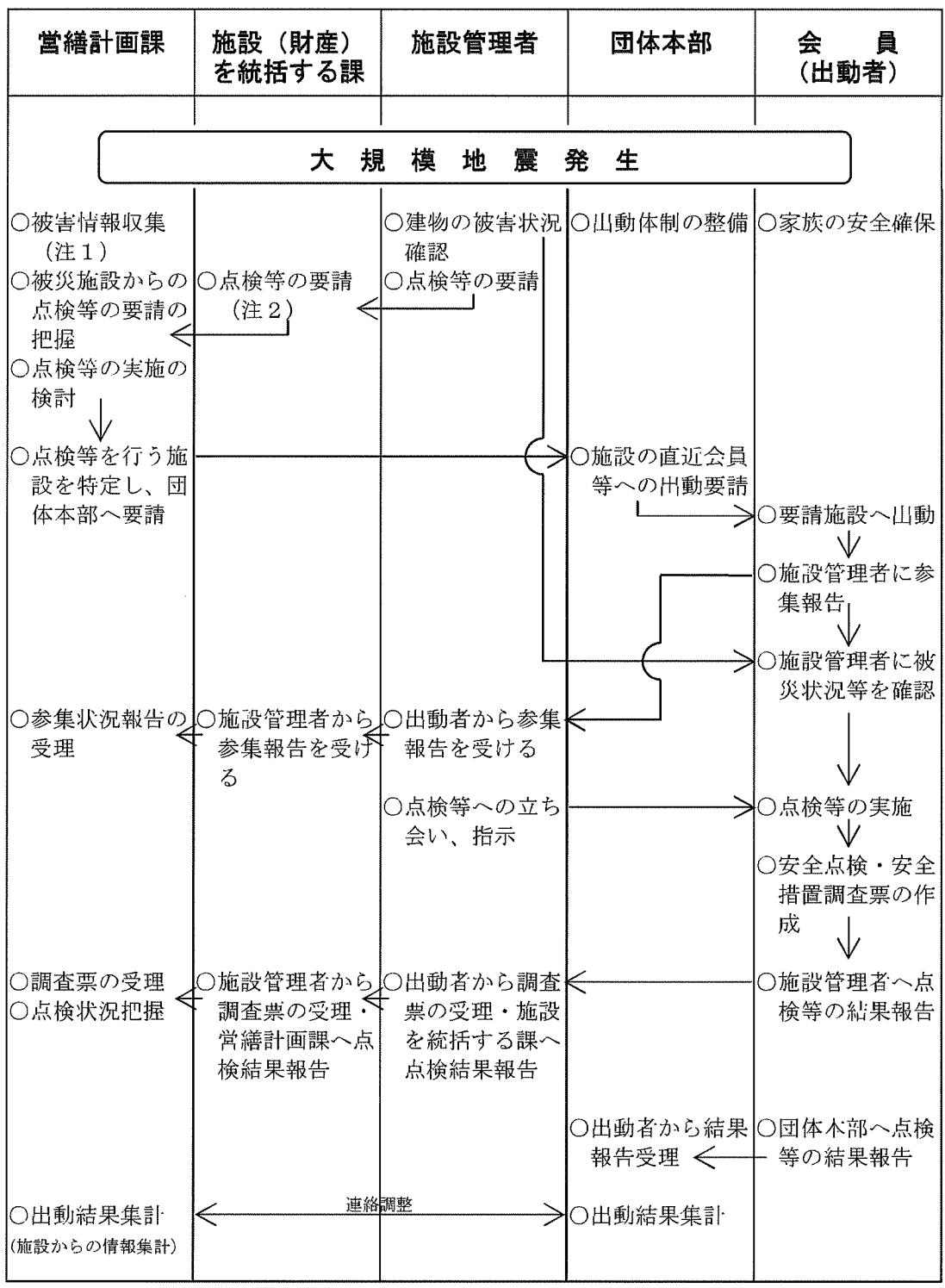


令和3年11月一部改定

公共建築物に係る地震時
の点検等運用マニュアル
(神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定)

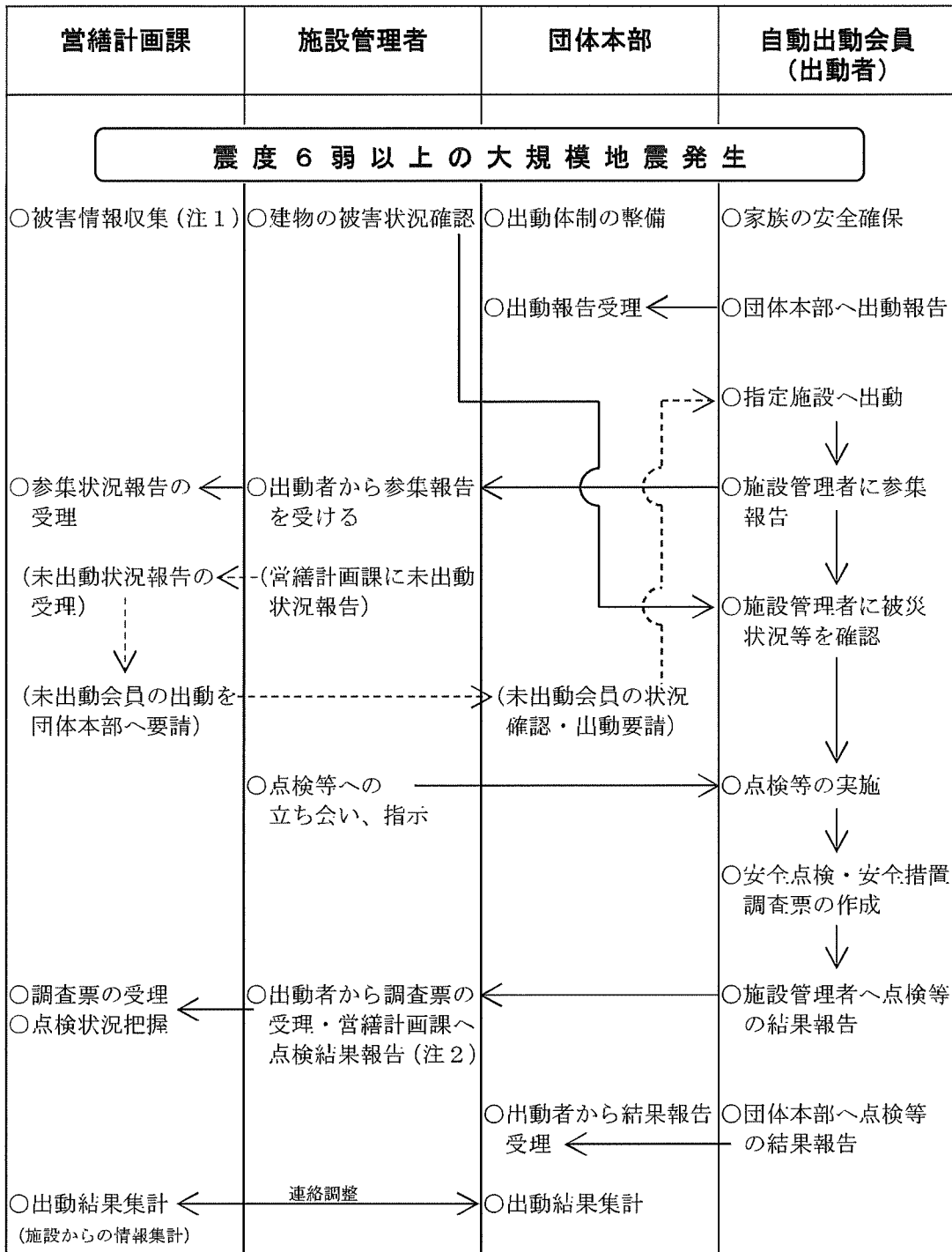
令和3年11月
神奈川県県土整備局
営繕計画課

5 要請出動の行動の流れ



（注1） 必要に応じ、財産経営課、施設整備課等から被害情報を収集する。
 （注2） 所管する施設が複数ある場合は、原則としてまとめて要請する。

7 自動出動の行動の流れ（震度6弱以上）



(注1) 必要に応じ、財産経営課、施設整備課等から被害情報を収集する。
 (注2) 警察署の場合、県警本部総務部施設課を経由する。知事部局所管施設の場合は、直接、営繕計画課に報告するとともに、施設(財産)を統括する課にも報告する。
 (注3) 点線は未出動の場合。

10 出勤準備（携帯品）

- ① 出勤者自身と家族の安全を確保
- ② 出勤不能、施設到着不能の場合、予備会員または、所属する団体へ連絡
- ③ 携帯品の確認

出勤者が出勤するときには持って行くものは、次のとおりです。

出勤に際しては、身の安全を守れる服装（作業着、ヘルメット、安全靴等）にしましょう。

職種別の携帯品は基本的に、普段仕事に使用しているものや、腰につけているものとなっています。その他必要と思われる道具などがありましたら携帯してください。

1 共通

- 身分を証明するもの
- 懐中電灯
- 筆記用具
- カメラ
- 安全点検・安全措置調査票

※ その他、ラジオ、携帯電話なども適宜持って行ってください。

2 職種別

建 築

- メジャー
- 下げ降り
- ハンマー、バール等

電 気

- テスター
- メガ（絶縁抵抗計）
- 高圧検電器

その他通常携帯具
腰道具（電工ナイフ・ドライバー・スパナ等）
安全防護具（ゴム手・ゴム長）

機 械

- 止水テープ
- 耐圧ホース
- 工具箱

安全点検・安全措置調査票記入マニュアル

1 全体的な記入方法について

この調査票は、「Ⅰ 総括シート（共通）」「Ⅱ 安全点検シート（建築）、安全点検・措置シート（電気設備・機械設備）」「Ⅲ 安全措置シート（建築）」の3種のシートで構成されています。

電気・機械の調査は、建築物内に入って調査する内容（内観調査）がほとんどですが、建築の調査で「危険」と判定された場合、内観調査は行えませんので、必ず建築の調査によって建築物内の安全が確認できてから内観調査を行うようにしてください。

「Ⅱ 安全点検シート（建築）」は応急危険度判定調査表（鉄筋及び鉄骨コンクリート造建築物等、鉄骨造建築物）とほぼ同様の内容となっておりますので、詳細につきましては、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を参考にしてください。

2 「Ⅰ 総括シート（共通）」について

(1) 建築物概要

総括シートは、各業種共通ですが、原則として業種ごとに作成してください。

「自動出動」で指定されている施設へ出動する場合には、1 施設名称と2 構造種別・規模について、あらかじめ記入しておくことで迅速に調査が行えます。ただし、「要請出動」で事前に建築物概要の情報を把握していない施設へ出動する場合がありますので、未記入のシートも保存しておいてください。その時は、要請する際に県から施設に関する建築物概要を連絡するか、要請された施設へ出動後に施設管理者へ問い合わせ記入してください。

- ① 「構造種別」は〔RC造〕、〔S造〕のように記入してください。混合構造の場合は、〔RC+S造〕のように記入してください。
- ② 「規模」は、調査対象建築物の被災前の階数を記入してください。倒壊等のために判別できない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査者が可能な範囲で推定し「地下？地上3階？」のように記入してください。
- ③ 「延床面積」について詳細まで分からない場合は、およその面積（約〇千m²）を記入するか、未記入でも構いません。

なお、一つの敷地に複数の建築物がある場合は、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査票に記入してください。各建築物の名称は「～の第～号館」、「～の～棟」等それぞれが区別できるよう余白に記入してください。（一葉にまとめられる場合は、まとめても構いません。）

(2) 自動出動・要請出動結果（安全点検及び安全シートのまとめ）

まず、〔1. 自動出動〕か〔2. 要請出動〕どちらかあてはまる方に○をつけてください。出動者の欄には〔建築・電気・機械〕の当てはまる業種に○を付け、会社名と氏名を記入してください。総括シートは原則として業種ごとに作成します。

- ① 「活動日時」は出勤者が、調査対象建築物に到達し、調査を開始した時刻を分単位まで記入してください。
- ② 「活動結果」については、安全点検と安全措置完了後に記入します。

(3) 施設側対応者確認

施設管理者でこの協定の内容について熟知している者がいない場合も想定されますが、そのような場合でも施設の職員にマニュアルなどを見せて説明し、署名をもらってください。

3—i 「Ⅱ 安全点検シート（建築）」について

調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付け、あるいは下線部分に該当する数字を記入してください。

次に各調査欄で○のついた数字、または下線部分の数字等を右端の集計欄に記入してください。集計欄は全て数字で記入します。しかし、調査漏れを防ぐため項目に該当する内容がない場合は、チェックマーク☑を記入してください。迅速な調査結果の集計に役立ちますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 調査範囲について

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果Aランクとなったものは、原則として内観調査も行ってください。Bランクのものも、必要に応じて内観調査を行ってください。この場合、施設管理者（使用者等）の承諾を得て内観調査を実施してください。Cランクとなったものは、内観調査を実施する必要はありません。

(2) 「調査1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に記入し、総合判定で「危険」とし調査を終了して、立ち入りを禁止する措置などを実施してください。

隣接しているがけや地盤などによる要因の場合は、4. その他の項目の（ ）内に理由を記入し、総合判定で「危険」とし調査を終了してください。

この項目で判定する場合は、「調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

(3-1) 「調査 2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について (RC造)

① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材 (短柱等) の有無

建築物全体を調査し、特に、短柱やスパンの飛んだ箇所の柱の被害について判定してください。

なお、梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定してください。

② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

③ 地盤破壊による建築物全体の沈下

Bランク (0.2m~1.0m) は0.2mを超え1.0m以下の範囲の場合をいいます。

④ 不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク (1/60~1/30) は、1/60を超え1/30以下の範囲の場合をいいます。

○ 柱の被害

構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査してください。

さらに、ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定してください。

梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定してください。

壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読みかえて調査してください。

なお、判定の対象になる壁は、幅45cm以上の耐力壁とします。

調査率とは、

$$\text{調査率} = \frac{\text{調査階 (被害最大の階) における調査した柱本数 (壁長さ)}}{\text{調査階 (被害最大の階) における柱総本数 (壁総長さ)}}$$

⑤ 損傷度Ⅴの柱の本数/調査柱本数

Bランク (1%~10%) は、1%を超え10%以下の範囲の場合をいいます。

⑥ 損傷度Ⅳの柱の本数/調査柱本数

Bランク (10%~20%) は、10%を超え20%以下の範囲の場合をいいます。

○ 危険度の判定

判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定してください。

判定(2)は、②から⑥までの個数で判定してください。

例	判定(1)でBランク, 判定(2)でCランクの場合	→危険
	判定(1)でAランク, 判定(2)でCランクの場合	→危険
	判定(1)でAランク, 判定(2)でBランクの場合	→要注意

[参考]

損傷度分類	
損傷度Ⅲ……	比較的大きなひびわれ（ひびわれ 2mm 程度）が生じているが、コンクリートの剥落は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ……	大きなひびわれ（ひびわれ 2mm 以上）が多数生じ、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ……	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

※損傷状況の写真等は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を参考にしてください。

(3-2) 「調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について（S造）

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

② 不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク（1/300～1/100）は、1/300 を超え 1/100 以下の範囲の場合をいいます。（以下③と⑤のBランクも同じ）

(4-1) 「調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について（RC造）

②③ 外装材

外装材に関しては、乾式と湿式に分かれています。該当する工法欄でどちらか一方を調査してください。また、両方ある場合は両方とも調査してください。

④ 看板・機器類

屋上の広告塔、外壁面の広告看板やクーリングタワー（冷却塔）、外壁面のウインドクーラーなどを調査してください。

⑤ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険など①～⑤までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特にない場合、①～⑤の判定のみの場合と危険度の判定が変化しない場合は記入の必要がありません。

(4-2) 「調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について（S造）

③ 外装材（湿式）の場合

③ 外装材（湿式）の場合とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 外装材（乾式）の場合

③ 外装材（乾式）の場合とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑤ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特にない場合、①～⑥の判定のみの場合と危険度の判定が変化しない場合は記入の必要がありません。

(5) 「総合判定の判定方法」について

一見して危険と判定される場合以外は「調査2 隣接建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度」と「調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んでください。

下記は、その各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

- AランクとAランクの場合は「1. 調査済」
- AランクとBランクの場合は「2. 要注意」
- AランクとCランクの場合は「3. 危険」
- BランクとBランクの場合は「2. 要注意」
- BランクとCランクの場合は「3. 危険」
- CランクとCランクの場合は「3. 危険」

I 総括シート(共通)

安全点検・安全措置調査票記入例

建物概要の欄はあらかじめ出動する施設が決まっている自動出動の場合は記入しておく便利です。(要請出動用に未記入も必要)

1. 建物概要

1 施設名称	横須賀合同庁舎
2 構造種別・規模	SRC造 地下0階 地上0階 延床面積0,000 m ²

2. 自動・要請出動結果(安全点検及び安全措置シートのまとめ)

1. 自動出動

2. 要請出動

出動者	業種	社名	氏名
	建築	社名 0000建設㈱	氏名 神奈川 太郎
電気	社名 0000建設㈱	氏名 横須賀 次朗	
機械	社名	氏名	
活動日時	19年9月1日9時15分～10時00分頃		
活動結果	項目	備考	
	安全点検は実施したか	1. 実施済 2. しない	1F窓ガラスが一部破損
	安全措置は実施したか	1. 完了 2. 途中 3. しない	破損ガラスを除去 自動販売機の転倒を復旧 建物内「立入り注意」を指示
	施設機能は回復できたか	1. した 2. 途中 3. しない	柱に被害があり、要注意の状況 ベニヤ板等の封鎖材料を調達中
	管理者要望には対応できたか	1. した 2. 途中 3. しない	
その他対応した内容はあるか	1. ある 2. ない		

3. 施設側対応者確認(施設管理者不在の場合はその代替者)

施設対応者	署名 横浜 一郎	所属/TEL 総務課/0000-00-0000
		コメント 建物内は「立入り注意」とします。ベニヤ板は調達中。

II 安全点検シート(建築)RC造

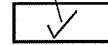
この項目で判定する場合、2. 3の項目の調査を行う必要はありません。

隣接しているがけや地盤などによる要因の場合に記入

該当する項目がない場合はチェックマークを記入

調査1 一見して危険と判断される

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他()



調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

損傷度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴについては「損傷度分類」参照

	Aランク	Bランク	Cランク	
判定(1) ①破損度Ⅲ以上の損傷部材(短柱等)の有無	①. 無し	2. あり		判定(1) ① <input type="text" value="1"/>
判定(2) ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③地盤破壊による建築物全体の沈下 ④不同沈下による建築物全体の傾斜	①. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	② <input type="text" value="1"/>
	①. 0.2m以下	2. 0.2~1.0m	3. 1.0m超	③ <input type="text" value="1"/>
	①. 1/60以下	2. 1/60~1/30	3. 1/30超	④ <input type="text" value="1"/>
	判定(2) 柱の被害[下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) <u>1</u> 階] (壁構造の場合は柱を壁に読みかえる)			柱被害最大の階
⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱本数 <u>0</u> 本 調査柱 <u>38</u> 本 (調査率 <u>57</u> %)	①. 1%以下	2. 1%~10%	3. 10%超	<input type="text" value="1F"/> ⑤ <input type="text" value="1"/>
⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱本数 <u>5</u> 本 調査柱 <u>38</u> 本 (調査率 <u>57</u> %)	①. 10%以下	②. 10%~20%	3. 20%超	⑥ <input type="text" value="2"/>
判定(2) 損傷度Ⅳの柱/調査柱 = 5/38 = 13.1%	①. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上	判定(2) <input type="text" value="1"/>
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済 (要内観調査)	②. 要注意	3. 危険	調査2の判定 <input type="text" value="2"/>

調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	②. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	① <input type="text" value="2"/>
②外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1. ほとんど無被害	②. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	② <input type="text" value="2"/>
③外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	①. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	③ <input type="text" value="1"/>
④看板・機器類	1. 傾斜無し	②. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	④ <input type="text" value="2"/>
⑤屋外階段	①. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑤ <input type="text" value="1"/>
⑥その他(自動販売機等)	1. 安全	②. 要注意	3. 危険	⑥ <input type="text" value="2"/>
危険度の判定	1. 調査済 全部Aランクの場合	②. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合	調査3の判定 <input type="text" value="2"/>

ブロック塀等の転倒の危険、煙突等の落下の危険など①~⑥以外で最も危険度の高い項目を記入

総合判定

[調査1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査2と調査3の大きい方の危険度で判定する。]

1.調査済 ②.要注意 3.危険

総合判定

Ⅲ 安全措置シート(建築)

被害状況と安全措置後については可能な範囲で、写真撮影すること

調査1に関連した安全措置(明らかに建築物が危険な場合の措置)

項 目	具体的措置内容
建築物への立入禁止措置など実施したか <input checked="" type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	立入注意の措置を行った。

調査2に関連した安全措置(隣接建築物や周辺の地盤、対象建築物の構造躯体に関する措置)

項 目	具体的措置内容
隣接建築物・周辺地盤の破壊などに対する当該建築物等への安全措置は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	
地盤沈下等による当該建築物の傾斜などに対する安全対策は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	
対象建築物の柱・壁などの破壊による危険に対する安全措置は実施したか(建築物内部及び外部) <input checked="" type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	コンクリートの剥離のおそれがあるため、損傷を受けている柱の周辺を立入禁止とした。総合判定で要注意のため、建物内はすべて立入り注意とした。

調査3に関連した安全措置(落下危険物・転倒危険物に関する措置)

項 目	具体的措置内容
窓枠・窓ガラスの破壊に対する安全措置は実施したか <input checked="" type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	飛散防止フィルムにより破損したガラスは安全だが、ベニヤ板で封鎖する予定。(ベニヤ調達中)
外装材(モルタル・タイル・石等)の剥離に対する安全措置は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input checked="" type="radio"/> 2. しない	現状部分的なひび割れで、剥落の危険はないが、今後余震に注意するように指導。
外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)の亀裂や落下に対する措置は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	
看板・機器類など落下や転倒の危険性のあるものに対する安全措置は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input checked="" type="radio"/> 2. しない	(看板がわずかに傾斜しているが、落下の危険性は少ない。)
屋外階段の傾斜や脱落などに対する安全措置は実施したか <input type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	
その他(自動販売機の転倒) <input checked="" type="radio"/> 1. 実施した <input type="radio"/> 2. しない	転倒していたものを、元に戻す。今後余震で倒れる可能性があるため、ロープで止めた。

安全措置全体を通じて気づいたこと その他

項 目	内 容

神奈川県公共建築物の 安全点検・安全措置調査票

I 総括シート(共通)	II 安全点検シート(建築)、 II 安全点検・措置シート (電気設備、機械設備)	III 安全措置シート(建築)
-------------	---	-----------------

実施に当たって

この安全点検・安全措置は、本県公共建築物が震災時に果たすべきそれぞれの役割を、十分発揮するため実施するものであり、基本的に次の目標を達成するよう努めることを原則とする。

建築物の安全対策による二次災害の防止

電気設備の機能確保のための電力の確保

給排水設備の機能の確保

I 総括シート(共通)

1. 建物概要

1 施設名称			
2 構造種別・規模	造 地下	地上	延床面積 m ²

2. 自動・要請出動結果(安全点検及び安全措置シートのまとめ)

1. 自動出動

2. 要請出動

出動者	業種	社 名		氏 名	
	建築 電気 機械	社名		氏名	
		社名		氏名	
		社名		氏名	
活動日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分頃				
	項 目		備 考		
活動結果	安全点検は実施したか		1. 実施済 2. しない		
	安全措置は実施したか		1. 完了 2. 途中 3. しない		
	施設機能は回復できたか		1. した 2. 途中 3. しない		
	管理者要望には対応できたか		1. した 2. 途中 3. しない		
	その他対応した内容はあるか		1. ある 2. ない		

3. 施設側対応者確認(施設管理者不在の場合はその代替者)

施設対応者	署名	所属/TEL
		コメント

II 安全点検シート(建築)RC造

調査1 一見して危険と判定される

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他()

調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

判定		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	①破損度Ⅲ以上の損傷部材(短柱等)の有無	1. 無し	2. あり	
判定(2)	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2~1.0m	3. 1.0m超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60~1/30	3. 1/30超
	柱の被害[下記⑤⑥の調査階(被害最大の階)____階] (壁構造の場合は柱を壁に読みかえる)			
	⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱本数____本 調査柱____本 (調査率____%)	1. 1%以下	2. 1%~10%	3. 10%超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱本数____本 調査柱____本 (調査率____%)	1. 10%以下	2. 10%~20%	3. 20%超
判定(2)		1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
危険度の判定	判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済 (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

柱被害最大の階

判定(2)

調査2の判定

調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
②外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
③外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑤屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

調査3の判定

総合判定

〔調査1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査2と調査3の大きい方の危険度で判定する。〕

総合判定

II 安全点検シート(建築)S造

調査1 一見して危険と判定される

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他()

調査2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク		
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	① <input type="text"/>	
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300以下	2. 1/300~1/100	3. 1/100超	② <input type="text"/>	
③建築物全体又は一部の傾斜					
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1. 1/100以下	2. 1/100~1/30	3. 1/30超	③ <input type="text"/>	
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200以下	2. 1/200~1/50	3. 1/50超	柱被害最大の階	
被害最大の階(階)	④部材の座屈の有無	1. 無し	2. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈	④ <input type="text"/>
	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%~50%	3. 50%超	⑤ <input type="text"/>
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断	⑥ <input type="text"/>
	⑦柱脚の破損	1. 無し	2. 部分的	3. 著しい	⑦ <input type="text"/>
	⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる	⑧ <input type="text"/>
危険度の判定	1. 調査済 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2. 要注意 Bランクが3以内の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上	調査2の判定	

調査3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	① <input type="text"/>
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	② <input type="text"/>
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	③ <input type="text"/>
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	④ <input type="text"/>
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤ <input type="text"/>
⑥屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥ <input type="text"/>
⑦その他()	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦ <input type="text"/>
危険度の判定	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合	調査3の判定

総合判定

〔調査1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査2と調査3の大きい方の危険度で判定する。〕

1.調査済

2.要注意

3.危険

総合判定

II - 建築 (S造)

Ⅲ 安全措置シート(建築)

被害状況と安全措置後については可能な範囲で、写真撮影すること

調査1に関連した安全措置(明らかに建築物が危険な場合の措置)

項 目		具体的な措置内容
建築物への立入禁止措置など実施したか	1. 実施した 2. しない	

調査2に関連した安全措置(隣接建築物や周辺の地盤、対象建築物の構造躯体に関する措置)

項 目		具体的な措置内容
隣接建築物・周辺地盤の破壊などに対する当該建築物等への安全措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
地盤沈下等による当該建築物の傾斜などに対する安全対策は実施したか	1. 実施した 2. しない	
対象建築物の柱・壁などの破壊による危険に対する安全措置は実施したか(建築物内部及び外部)	1. 実施した 2. しない	

調査3に関連した安全措置(落下危険物・転倒危険物に関する措置)

項 目		具体的な措置内容
窓枠・窓ガラスの破壊に対する安全措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
外装材(モルタル・タイル・石等)の剥離に対する安全措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)の亀裂や落下に対する措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
看板・機器類など落下や転倒の危険性のあるものに対する安全措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
屋外階段の傾斜や脱落などに対する安全措置は実施したか	1. 実施した 2. しない	
その他()	1. 実施した 2. しない	

安全措置全体を通じて気づいたこと その他

項 目	内 容

